



平成 25 年 5 月 1 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志
(J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 0 7)
問 い 合 わ せ 先 :
取 締 役 管 理 部 長 松 崎 祐 之
電 話 番 号 0 3 (5 7 7 4) 2 4 4 0 (代 表)

(追加)株式会社バーサタイルの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 25 日付「株式会社バーサタイルの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」におきまして、株式会社バーサタイル（以下「バーサタイル」）の株式を取得することを決議しましたが、本日、株式譲渡契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 譲渡価額

当該株式に係る譲渡価額につきましては、1 株当たり 16,273 円、総額で 515,268 千円と決定いたしました。

2. 支配株主との重要な取引

当該株式譲渡取引は、当社の親会社であるシーケッジ インベストメント インターナショナル リミテッドの取締役が保有する会社から株式を譲り受ける取引であるため、大阪証券取引所が定める企業行動規範により、「支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見の入手」が求められております。そのため、当社は、当社社外取締役であり大阪証券取引所に対して独立役員として届出している後藤克彦氏に当該取引についての意見書の作成を依頼し、本日付で受領いたしました。その意見書の概要は以下のとおりであります。

「取引等の目的については、株式会社フィスコ（以下「フィスコ」）が、コンサルティング事業の強化を課題としており、バーサタイルが有する優れたコンサルティングのノウハウの共有並びに多様なプロジェクトの経験に富む人材の獲得により、フィスコの顧客層に対して質の高いプロフェッショナルなコンサルティングサービスの提供を速やかに実現することが可能となることから取引の目的は妥当であると考えられる。交渉過程の手続は、第三者機関である ASA IFRS サービスからバーサタイルの株価評価算定書を取得したことに加え、法務デューデリジェンスの実施、ビジネスデューデリジェンスの実施と一般の企業の株式取得と同様の手続を実施しており、手続きは適正かつ公正と考えられる。対価の公正性については、当該譲渡価額が ASA IFRS サービスの提示した 1 株の価値の価格帯の中央値を下回る価額で決定されており、当該価額はバーサタイルの事業計画に基づく収益性や活用されていない余剰資金等の価値を総合的に勘案して妥当であると思料する。上場会社の企業価値向上については、バーサタイルの子会社

化は、フィスコがコンサルティング事業を、事業の主要な柱に成長させる意図をもっており、必要性及び相当性に問題がないものと思料する。」

上記の意見を受けて、当社は、当該取引が少数株主の利益を損なうものではなく、企業価値の向上が見込めるものと判断しております。

以 上